住所　埼玉県越谷市大字弥十郎509番地12
林勝宏　昭和43年11月24日生
住所　千葉県習志野市秦の杜１丁目２番２号
權美子　昭和36年８月23日生
住所　名古屋市中川区西伏屋１丁目105番地
余美子　昭和34年４月18日生
住所　名古屋市千種区自由ケ丘１丁目18番３―303号
李洋子　昭和44年６月１日生
住所　名古屋市西区玉池町234番地
盧秀峰　昭和63年４月15日生
住所　名古屋市天白区原２丁目206番地
林澤　昭和24年４月30日生
林綷実　昭和57年10月21日生
住所　群馬県邑楽郡大泉町西小泉４丁目６番15号
權慶雄　昭和57年４月９日生

○法務省告示第五百三十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十二日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

有限会社小澤製作所	岐阜県関市戸田四百六十番地の一

プラスチック成形

○法務省告示第五百四十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十二日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表ヨシテク工業株式会社の項中「溶接」の下に「、塗装」を加える。

○法務省告示第五百四十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百七十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十二日

法務大臣　上川　陽子

第二号中「平成二十四年三月二十八日」を「平成二十七年三月二十八日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年三月二十八日から施行する。

○法務省告示第五百四十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十三年六月九日法務省告示第二百九十八号の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十二日

法務大臣　上川　陽子

第二号中「平成二十三年六月九日」を「平成二十六年十二月十二日」に改める。

住所　滋賀県栗東市下戸山1097番地97
千正雄　昭和24年12月16日生
李由美　昭和31年３月24日生
千大起　昭和58年６月25日生
千敬史　昭和60年３月27日生
住所　滋賀県草津市南笠東４丁目８番18号
劉繼瑤　平成19年８月18日生
住所　滋賀県大津市玉野浦１番59号
申直樹　昭和48年９月27日生
住所　東京都葛飾区東新小岩５丁目２番３―502号
李永鐘　昭和43年６月14日生
住所　東京都江戸川区江戸川１丁目16番地61
鄭允基　昭和62年３月10日生
住所　名古屋市南区大同町２丁目16番地
宋愛子　昭和43年10月19日生

○外務省告示第三百七十八号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十六年十二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

記

一　ロシア連邦大使館周辺地域

期間	地域
平成二十六年十二月十八日から平成二十七年十二月十七日まで	東京都港区麻布台一丁目 麻布台二丁目 麻布台三丁目 麻布狸穴町 麻布永坂町 東麻布一丁目（一番から二十九番まで） 東麻布二丁目（一番から三十三番まで） 東麻布三丁目（一番から八番まで） 芝公園三丁目（六番） 芝公園四丁目（一番から五番まで） 虎ノ門五丁目 六本木三丁目（十六番から十八番まで） 六本木五丁目（十二番から十八番まで） 麻布十番一丁目（一番から四番まで）

二　ロシア連邦通商代表部周辺地域

期間	地域
平成二十六年十二月十八日から平成二十七年十二月十七日まで	東京都港区高輪三丁目（九番から十三番まで） 高輪四丁目 東京都品川区北品川六丁目 東五反田三丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、国道一号線（桜田通り）、都道環状六号線及び国道十五号線（第一京浜国道）の部分を除く。

三　在札幌ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十六年十二月十八日から平成二十七年十二月十七日まで	北海道札幌市中央区南十二条西九丁目 南十二条西十丁目 南十二条西十一丁目 南十二条西十二丁目 南十二条西十三丁目 南十二条西十四丁目 南十三条西九丁目 南十三条西十丁目 南十三条西十一丁目 南十三条西十二丁目 南十三条西十三丁目 南十三条西十四丁目 南十四条西九丁目 南十四条西十丁目 南十四条西十一丁目 南十四条西十二丁目 南十四条西十三丁目 南十四条西十四丁目 南十五条西九丁目 南十五条西十丁目 南十五条西十一丁目 南十五条西十二丁目 南十五条西十三丁目 南十五条西十四丁目 南十六条西九丁目 南十六条西十丁目 南十六条西十一丁目